

議案第25号

三宅町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町下水道条例（昭和59年9月14日三宅町条例第39号）の一部を改正する条例について別紙のとおり制定するものとする。

令和 7年 3月 4日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町下水道条例の一部を改正する条例

三宅町下水道条例（昭和59年9月14日三宅町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項第1号中「磯城郡水道企業団給水条例（令和4年磯城郡水道企業団条例第25号）」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例(令和7年2月21日奈良県広域水道企業団条例第35号)」に改める。

第33条第1項中「磯城郡水道企業団給水条例（令和4年磯城郡水道企業団条例第25号）」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例(令和7年2月21日奈良県広域水道企業団条例第35号)」、「毎月」を「隔月」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

三宅町下水道条例（昭和59年条例第39号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（汚水排出量の認定） 第31条 汚水排出量は、次の各号の定めるところにより認定するものとする。 （1）<u>上水道水（奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月21日奈良県広域水道企業団条例第35号）に基づき給水される水</u>をいう。以下同じ。）を使用した場合の汚水排出量は当該上水道水の使用水量とする。 （2）～（4）（略） 2 （略） （使用料の徴収方法） 第33条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。	（汚水排出量の認定） 第31条 汚水排出量は、次の各号の定めるところにより認定するものとする。 （1）<u>上水道水（磯城郡水道企業団給水条例（令和4年磯城郡水道企業団条例第25号）に基づき給水される水</u>をいう。以下同じ。）を使用した場合の汚水排出量は当該上水道水の使用水量とする。 （2）～（4）（略） 2 （略） （使用料の徴収方法） 第33条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。

(1) 第31条第1項第1号に該当する場合(上水道水及び上水道水以外の水を併用した場合を含む。)の使用料は奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例(令和7年2月21日奈良県広域水道企業団条例第35号)に基づき給水される水道料金とともに隔月徴収する。

2・3 (略)

(1) 第31条第1項第1号に該当する場合(上水道水及び上水道水以外の水を併用した場合を含む。)の使用料は磯城郡水道企業団給水条例(令和4年磯城郡水道企業団条例第25号)に基づき給水される水道料金とともに毎月徴収する。

2・3 (略)